

団体の規約（会則） * 例

（名称・事務所）

第1条 本団体の名称は、 会という。

第2条 事務所及び主な活動場所は、武蔵野市 とする。

（目的及び事業）

第3条 について学び、会員相互の学習・向上を図ることを目的とする。

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を継続的に行う。

1. 毎週（毎月）1回学習会（活動）を行う。
2. 成果発表のため、 を行う。
3. 会員相互の親睦を図るため、 を開催する。

（会 員）

第5条 会員の対象は、本団体（会）の目的に賛同する市内在住・在勤・在学者とする。

（役員及び任期）

第6条 本団体（会）に、次の役員を置く。

1. 会 長 名
2. 副会長 名
3. 会 計 名
4. 監 査 名

第7条 役員の任期は 年とする。但し、再選は妨げない。

（会 費）

第8条 会費は、月額 円とし、会計に納める。

付 則

この規約（会則）は、平成 年 月 日から実施する。